



《募集》

平成19年度 香美市
地域づくり振興助成事業
〜第2次募集〜

地域の活性化のために「ま
ちおこし」「人おこし」を
推進することを目的として、
団体やグループが行う事業
に対して助成支援します。
【対象】自由な発想や創意
工夫による積極的なまちづ
くり事業に取り組んでいる、
または、取り組もうとする
市内の団体・グループ。
【助成額】50万円（最高限
度額）選考委員会で決定し
ます。
※審査により決定した助成
金総額が予算額を超える場
合は、按分して助成する場

合があります。

【募集締切日】

9月28日（金）

【申込方法】事業申込書を
企画課まで提出ください。

※申込書は、企画課にあり
ます。また、市ホームページ
からもダウンロードでき
ます。

【申込・問い合わせ先】

企画課 まちづくり推進係
☎ 53-3114

《相談》

子どもの人権110番

学校や家庭、友達関係の
悩みごとなど、何でもご相
談ください。（※相談無料
で、秘密は厳守します）

【実施日時】

・9月17日（月）〜21日（金）
|| 8時30分〜19時

・9月22日（土）、23日（日）
|| 10時〜17時

【相談電話】

☎ 0120-0007-110
※IP電話からは接続でき
ません。

【問い合わせ先】

高知地方法務局人権擁護課
☎ 088-822-3503

無料法律相談会

【日時】10月4日（木）
13時〜16時

【場所】高知グリーン会館
2階グリーンホール（高知
市本町5-6-11）

【共催機関】高知弁護士会、
高知地方法務局、高知地方・
家庭裁判所

【問い合わせ先】

高知地方・家庭裁判所事務
局総務課庶務係
☎ 088-822-0340

《お知らせ》

秋の全国交通安全 運動が始まります

この運動は、市民一人ひ
とりが交通安全に対する意
識を高め、交通ルールを守
り、交通マナーの向上につ
とめるとともに、安全で安
心な、人にやさしい交通環
境の改善に向けた取り組み
を推進することにより、交
通事故を防止することを目
的として実施されます。
実施期間中は、さまざま
な団体が参加し、市内で街

頭指導やドライバーサービ
スが行われる予定です。

【実施期間】9月21日（金）
〜9月30日（日）

【運動の基本】高齢者を交
通事故から守ろう

【重点目標】

- ①夕暮れ時と夜間の歩行・
自転車の交通事故防止に
努めよう。
- ②シートベルトとチャイル
ドシートを正しく着用し
よう。後部座席もシート
ベルトをしめよう。
- ③飲酒運転を根絶しよう。



土佐山田郵便局からの お知らせ

これまで土佐山田郵便局
をご利用いただきありがと
うございました。

10月1日より、土佐山田
郵便局は、民営化により次
の二つの会社としてスタ
トしますが、引き続き郵便・
貯金・保険のサービスをご
提供させていただくことに
な、地域のみなさまのお役
に立てるよう、一層努力し
てまいりますので、これか
らもご愛顧のほど、よろし
くお願いいたします。（こ
れまでと同じ店舗でご利用
いただけます）

【土佐山田郵便局】：郵便
（窓口でのサービス）、貯
金、保険

☎ 53-3250

【郵便事業株式会社 土佐
山田支店】：郵便（集荷、
配達、再配達）

☎ 53-1388

有害鳥獣の予察駆除

市内の有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。農林作物被害の軽減を目的として、9月に市内一斉の予察駆除を実施します。

【予察駆除期間】

9月1日(土)～30日(日)

※特に土曜日・日曜日は駆除強化日としています。

【問い合わせ先】

・林政課(物部支所内)

☎ 58-3120

・香北支所業務管理課

☎ 59-2315

・農政課内林政課支所

☎ 53-1062

節水のご協力へのお礼

春から続いていた記録的少雨も、今夏の降る雨により何とか解消されました。皆さまのご協力により断水等がまぬがれましたことをお礼申し上げます。

山林の荒廃等による河川水の減少傾向は引き続きおり、水道原水の確保は予

断を許さない状況です。今後とも、節水へのご協力を願います。

【問い合わせ先】

水道課 ☎ 53-1086

《イベント》

第10回 レインボーコンサート2007

【日時】 10月7日(日)

13時～15時30分

※満席の場合は入場できないことがあります。

【場所】

高知工科大学大講堂

【演奏】

・陸上自衛隊第14音楽隊

・高知工科大学吹奏楽部

・鏡野中学校吹奏楽部

【主催】

県防衛協会香美支部



年金時効特例法が、平成19年7月6日に公布、施行されました



今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間に限ってのお支払いでしたが、

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、その遺族の方。

今回の改正で、年金記録の訂正による年金の増額は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額を支払うこととなります。

④ 今後、年金記録が訂正される方

《対象となる方》

①～③と同じように、過去の分は直近5年間の年金に限りお支払いすることとなる方。

① 年金記録の訂正により年金が増えたが、過去の増額は時効消滅により、直近の5年間に限り年金をお支払いしていた方。

② 年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、過去の分は時効消滅により直近の5年間に限り年金をお支払いした方。

《必要な手続き》

① すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します(平成19年9月)ので、

② すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します(平成19年9月)ので、

② すでに、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します(平成19年9月)ので、

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、その遺族の方。

④ 今後、年金記録が訂正される方

○今後、年金記録が訂正される方は、記録の訂正にかかる手続き以外に特別な手続きは必要ありません。

※お問い合わせは、お近くの社会保険事務所、またはねんきんダイヤル(0570-0051165)へ

休日・時間外の年金相談のお知らせ(9月)

第2月曜日は19時まで

9月10日(月)は、県内の四つの社会保険事務所、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所(高知市棧橋)では、9月3日(月)・18日(火)・25日(火)も、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

第2土曜日は年金相談日

9月8日(土)は、県内の四つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。